

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

企業が利潤を追求するという経済的主体であると同時に、広く社会にとって有用な存在であることが求められていることを踏まえ、当社は、法の下に社業を忠実にやり、職務を通じて社会の進歩と発展に寄与することにより、株主をはじめユーザー、取引先、地域社会、行政、従業員など当社に関係するすべての方々からさらに信頼される会社となるため、コーポレート・ガバナンス体制を充実し、経営の健全性確保に努めます。

(1)株主及びステークホルダー

当社は、少数株主をはじめとする株主の権利を尊重し、株主間の平等性を確保するとともに、当社の従業員、顧客、取引先、地域社会その他様々なステークホルダーと良好な関係を構築し、適切に協働します。

(2)情報開示と株主や投資家との対話

当社は、会社情報を適切に開示し、透明性を確保することで、中長期的な保有方針を有する株主や投資家との間で建設的な対話を行います。

(3)コーポレート・ガバナンス体制

当社は、当社業務に精通した取締役による意思決定機能及び独立した社外取締役による公正かつ透明性の高い経営監督機能を有する取締役会と、常勤監査等委員による高度な情報収集力と過半数の社外監査等委員を有することによる強固な独立性を有する監査等委員会による監査等委員会設置会社を採用しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【1-4】政策保有株式の保有方針

当社は、事業機会の創出や取引・協業関係の構築・維持・強化のための手段の一つとして、他社の株式・持分を政策保有株式として取得・保有する場合があります。取得した上場株式については、今後毎年取締役会において経済合理性や将来の見通しを検証し、事業戦略上の必要性等を勘案して保有の判断をします。

「政策保有株式の議決権行使基準」

政策保有株式を保有することとした会社の株主総会における会社提案議案については、著しく株主価値の毀損が生じると判断する場合を除き原則として賛成票を投じる。

但し、企業業績の低迷あるいは反社会的な行為の結果として、株主価値を毀損したと判断される企業における議決権行使については慎重に判断する。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【1-7】関連当事者間の取引

当社は、当社と取締役その他関連当事者との間で競業取引及び利益相反取引を行うにあたっては、当社及び株主共同の利益を害することがないよう取締役会の承認を要するものとしています。

また、主要株主等との取引を実施するにあたっては、少数株主をはじめとするステークホルダーの利益を害することのないよう、取引条件及びその決定方法については、他の取引先と同等の条件とすることとしています。

【3-1】情報開示の充実

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

1. 経営理念

当社グループは、「優秀な製品による社会への貢献」を経営理念とし、法の下に社業を忠実にやり、職務を通じて社会の進歩と発展に寄与することが責任遂行の基本と考えます。

2. 経営戦略、経営計画

当社グループは、“Progress To The Next Stage”“次なるステージに進化”をスローガンに経営戦略、経営計画を策定しております。

なお、中期経営計画については当社ウェブサイトにて開示しております。

(2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、1.「基本的な考え方」に記載しております。

(3)取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役会は、次の取締役報酬に関する基本方針に基づき、個々の取締役報酬を適切に設定し、運用します。

業務執行取締役の報酬については、世間水準及び経営内容を総合的に勘案した部分と、数値目標達成度による部分による基本報酬で構成します。業務執行取締役以外の取締役の報酬については、世間水準及び経営内容を総合的に勘案した基本報酬のみとします。

当社の取締役報酬は、株主総会の決議により定められた額を上限として取締役会で個別の報酬額を決定します。

(4)取締役会が取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、当社グループが健全かつ継続的な発展に資するため、当社の定める役員選任基準に基づき取締役会において候補者を指名し、株主総会で決議することとしています。

(5)取締役候補の個々の指名についての説明

取締役候補者の指名理由につきましては、株主総会招集通知に個人別の経歴及び社外役員の選任理由を記載していますのでご参照ください。

<株主総会参考書類>

http://www.kato-works.co.jp/ir/pdf/1_20160608130051.pdf

【4-1-1】経営陣に対する委任の範囲の開示

当社は平成28年6月の定時株主総会で監査等委員会設置会社となり、その際に会社法399条の13第5項・第6項に基づき、重要な業務執行の全部または一部を業務執行取締役役に委任できるよう定款を変更しております。

しかしながら、重要な決定事項についての委任は現在行っておりません。

【4-8】独立社外取締役の有効な活用

当社は、監査等委員会設置会社への移行により、取締役6名(うち社外取締役1名)、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)の社外取締役3名となり、十分に経営の監視及び監督は機能できるものと考えています。

【4-9】社外役員の独立性判断基準

当社は、会社法、東京証券取引所の独立性に関する要件を充足した独立性判断基準を制定し、その基準を満たした者を社外役員としております。

【4-11-1】取締役会のバランス・多様性

全体のバランス、多様性、規模に関する考え方

・取締役の員数は定款により12名以内と定めており、現在取締役6名(うち社外取締役1名)、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)で構成され、取締役会において十分な議論を尽くし、迅速かつ合理的な意思決定を行うことができる適切な人数で構成しています。

・取締役会は、経験、知識、専門性等において多様性を持つ構成とすることを基本方針とし、取締役会の適切な意思決定を図るとともに、監督機能の一層の強化を図ることとしています。

【4-11-2】兼任状況

取締役の、他の上場会社の役員との兼任状況については、定時株主総会招集通知に記載しています。

(定時株主総会招集通知)

http://www.kato-works.co.jp/ir/pdf/1_20160608130051.pdf

【4-11-3】取締役会全体の実効性についての分析・評価

平成28年6月に社外取締役を含む全取締役を対象として「取締役会の実効性にかかわるアンケート」を実施しました。

その結果を分析したところ、取締役会の役割、運営、構成については適切に機能しているものの、コーポレート・ガバナンス対応についての一部事項で報告・審議が不十分であるとの結果を得ました。

今回社外取締役が全体の3分の1となったことから、より活発な審議がなされるように努める所存です。

【4-14-2】役員トレーニング

当社は、取締役がその役割・責務を果たすために必要とされる資質・知識などを踏まえ、各目的に応じた研修等を計画するほか、各取締役が個別に必要なトレーニング機会の提供・斡旋及び費用の支援を行うことにより、取締役会全体の実効性を高めることとしています。

【5-1-2】株主との建設的な対話に関する方針

株主との建設的な対話を促進するための体制整備及び取組み等に関する方針は次の通りです。

(1)株主との対話全般については、IR担当役員を責任者とし、株主と建設的な対話に向けて内容、機会の充実を図る。

(2)対話をサポートするIR担当部署は、各部門と連携し、株主との対話の充実を図る。

(3)当社の事業およびその戦略等の情報提供については、決算説明会等及びウェブサイトのIR情報その他により積極的に推進する。

(4)IR活動によって得られた株主等からの意見や要望等については、IR担当役員から経営執行会議及び取締役会にフィードバックする。

(5)インサイダー情報については、内部者取引管理規程に基づき、情報管理の徹底を図る。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
第一生命保険株式会社	3,263,206	5.56
株式会社りそな銀行	2,866,488	4.88
株式会社藤和	2,641,554	4.50
日本生命保険相互会社	1,899,626	3.24
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,486,872	2.53
株式会社みずほ銀行	1,483,549	2.53
加藤正雄	1,230,000	2.09
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,060,000	1.81
加藤公康	1,000,000	1.70
住友生命保険相互会社	932,000	1.59

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	12 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
狼 嘉彰	学者											
室中 道雄	公認会計士											
今井 博紀	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
狼 嘉彰		○	——	大学教授を歴任し、また長年携わった航空宇宙技術研究で培った豊富な知識と経験を、機械メーカーである当社の企業価値の向上に活かしていただくため選任しました。 なお、同氏及び同氏の兼職先である東京工業大学、慶應義塾大学システムデザイン・マネジメント研究所、独立行政法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)と当社の間には利害関係はなく、また一般株主と利益相反を生じるおそれがないと判断しております。

室中 道雄	○	○	——	公認会計士としての専門的立場から、社外取締役として職務を適切に遂行できると判断し、選任しました。 なお、同氏及び同氏の兼職先である室中公認会計士事務所と当社との間には利害関係はなく、また一般株主と利益相反を生じるおそれがないと判断しております。
今井 博紀	○	○	——	弁護士としての専門的立場から、社外取締役として職務を適切に遂行できると判断し、選任しました。 なお、同氏及び同氏の兼職先である多田総合法律事務所と当社との間には重要な利害関係はなく、また一般株主と利益相反を生じるおそれがないと判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

- a)監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、その求めに応じて補助すべき使用人を置きます。
b)監査等委員会を補助すべき使用人の独立性を確保するため、当該使用人への指揮権は監査等委員会に移譲し、取締役(監査等委員である取締役を除く)および他の使用人からの指揮命令は受けないものとします。
c)補助すべき使用人の任命・移動、人事評価及び懲戒等については、監査等委員会の意見を尊重します。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員会と会計監査人とは定期的に、また必要に応じて随時会合し、意見の交換、監査の方法及び結果等について聴取を行っております。内部監査部門は関係部門の協力により、定期的に監査を行い、内部統制の有効性を評価し、リスク管理を行っています。監査等委員会は、必要に応じて監査に立ち会い、また内部統制の有効性評価等について意見交換し、適宜連携しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

当社が定める独立性判断基準を満たしたものを独立役員として東京証券取引所に届け出しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬については、原則として固定報酬をベースにしていますが、業績評価を厳しく査定することによりインセンティブを勘案しております。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 更新	

取締役の報酬限度額は、平成28年度6月29日開催の第117回定時株主総会において、取締役報酬総額3億円以内(但し、使用人部分給与は含まない)、監査等委員である取締役の報酬総額5千万円以内と決議頂いております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

取締役会は、次の取締役報酬に関する基本方針に基づき、個々の取締役報酬を適切に設定し、運用します。
業務執行取締役の報酬については、世間水準及び経営内容を総合的に勘案した部分と、数値目標達成度による部分による基本報酬で構成します。業務執行取締役以外の取締役の報酬については、世間水準及び経営内容を総合的に勘案した基本報酬のみとします。
当社の取締役報酬は、株主総会の決議により定められた額を上限として取締役会で個別の報酬額を決定します。

【社外取締役のサポート体制】 更新

社外取締役のサポート体制としては、総務人事部があたり、取締役会開催に際して、事前説明及び資料配布、収集等を行っております。また、監査等委員会のサポート体制としては、取締役会が正式に任命した補佐役が行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社取締役会は、取締役6名(うち社外取締役1名)及び監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)の出席により、ほぼ毎月開催し、そこで活発な議論を行い、経営の重要な意思決定をしております。
業務執行に関しては、取締役、執行役員で構成される経営執行会議において毎月1回以上開催し調整、監視を行っております。
取締役会での業務執行の監視・監督、監査等委員会の取締役に対する職務執行全般の監査及び経営執行会議による業務執行の意思疎通をとる現体制は良好に機能しているものと判断します。
監査等委員会の機能強化に向けた取組状況について、サポート体制は、総務人事部と補佐役があたり、内部監査部門とは随時会合し、意見交換等を行っております。
監査の状況については、監査等委員会による監査と、東陽監査法人による会計監査を行っております。
公認会計士の氏名は、小杉真剛、南泉充秀の2氏であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、現在、取締役会での業務執行の監督、監査等委員会による取締役会の業務執行の適法性および妥当性の監査、会計監査人による会計監査、さらに内部監査部門による業務執行部門及び関連子会社の業務監査並びに適法監査を行っております。
当社の会社規模及び組織形態に対しては、コーポレート・ガバナンス体制が有効に機能しているものと考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期限より少しでも早く発送するように努めております。
その他	株主総会招集通知を発送の二日前より当社ウェブサイトにて開示しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	経営方針、中期経営計画、決算短信、事業報告書、中間報告書等により、投資家ははじめステークホルダーに向けて当社の現状理解及び評価を適切に行えるための情報開示を心掛けております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署:総務人事部、担当責任者:取締役執行役員財務統括部長、IR事務連絡責任者:執行役員総務人事部長	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、ステークホルダーと良好な関係を構築し、地域社会をはじめとする社会に積極的に貢献すべく、社員行動規範を定め、多様なリスクに対応するためのコンプライアンス体制を構築し、実践しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、経営理念に基づき、事業を通じた豊かな社会の実現を目指すとともに、省資源・省エネルギー・リサイクル活動等の環境に配慮した活動を実践し、また積極的な社会貢献を行うことにより、持続的な事業活動と継続的な発展を目指しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	1. 当社は、会社法をはじめとする各種法令に基づき、当社のリスク管理、内部統制システム、法令遵守等に関する方針を決定し、必要に応じて開示しております。 2. 当社は、会社法及び金融商品取引法その他の適用ある法令ならびに適用ある金融商品取引所規則に従って、公正、詳細、かつ平易な方法によって、財務及び業務に関する事項を開示しております。 3. 当社は、情報開示に係る体制や手段の整備を図り、株主・投資家とのコミュニケーションを充実させることによって株式市場の信頼を得ることに努めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

会社の体制及び方針

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1) 取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び社内規程の定めるところに従い、適切な保存及び管理を行う。

2) 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役(監査等委員を含む)は常時閲覧できる。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1) 事業活動に伴う各種リスクについては、社内規程の定めるところに従いリスクの状況に応じて関連部門が連携して対応する。あるいは経営執行会議において審議する。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1) 取締役会規則の定めるところに従い、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を定期的に開催し、また必要に応じ適宜臨時に開催する。

2) 取締役会の決議により業務の執行を担当する執行役員を選任し、会社の業務を委任するとともに業務執行責任を明確にする。

4. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1) 法令遵守はもとより社会の構成員として求められる倫理観に基づいた行動が求められるとした「社員行動規範」を定め、取締役及び使用人はこれを遵守のうえ企業活動を行う。

2) コンプライアンス担当役員を任命し、内部統制委員会及びその事務局となるコンプライアンス室を設置し、体制の構築と強化を図る。

3) コンプライアンス社内研修などの諸活動を行うとともに、内部通報制度を設け、適切な処置を講じる体制を維持する。

5. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1) 「企業行動憲章」に従い、当社グループの取締役・社員一体となった遵法意識の向上を図る。

2) 内部監査部門は当社グループの業務の適正性並びに有効性に関して必要な範囲で内部監査を実行する。

3) 「取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」、「取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」、「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」及び「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」の記載事項の全てについて、グループとしての管理体制を構築、整備及び運用する。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項、および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、その求めに応じて補助すべき使用人を置く。

2) 監査等委員会を補助すべき使用人の独立性を確保するため、当該使用人への指揮権は監査等委員会に移譲し、取締役(監査等委員である取締役を除く)および他の使用人からの指揮命令は受けないものとする。

3) 補助すべき使用人の任命・異動、人事評価及び懲戒等については、監査等委員会の意見を尊重する。

7. 当社及び子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く)および使用人が監査等委員会に報告するための体制

1) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社及び当社グループにおいて重大な法令違反等コンプライアンス上重要な事実を発見した場合は、直ちに監査等委員会に報告する。

2) 監査等委員会は内部監査部門による内部監査結果審査会議の報告を受ける。

3) 監査等委員は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会その他重要な会議に出席する。

4) 内部通報(コンプラヘルプライン)の運用状況を適宜監査等委員会に報告する。

8. 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

1) 監査等委員会に報告した者について、当該報告をしたことを理由とした不利な取扱い禁止とする。

9. 監査等委員の職務の執行に生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

1) 当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除きこれに応じる。

10. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1) 取締役(監査等委員である取締役を除く)および使用人は、監査の実効性、有効性に資する監査環境を整備し、確保する。

2) 監査等委員は法令、定款ならびに社内規程「監査等委員会規則」、「監査等委員業務要領」に則り、その職務を明らかにするとともに、会計監査人、内部統制委員会などと連携を保ちながら監査成果の達成を図る。

3) 監査等委員は、取締役(監査等委員である取締役を除く)および使用人から必要に応じて職務執行状況の報告を聴取する。

4) 監査等委員は、代表取締役および会計監査人等とそれぞれ定期的に会合を持ち、意見交換のうえ相互認識と信頼関係を深める。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

1) 当社の「社員行動規範」において、「反社会的な勢力には、屈服せず、断固として対決します。」と規定し、反社会的勢力(反社会的な個人又は団体)とは毅然とした態度で接し、一切関係を持たない。反社会的勢力の不当要求等に対しては、対応統括部署及び警察等の外部専門機関と緊密に連携し、対応する。また、反社会的勢力排除のための社内体制を強化・推進する。

12. 財務報告の信頼性・適正性を確保するための体制

1) 財務報告の信頼性・適正性を確保するため、金融商品取引法及び関連する法令を遵守し、内部統制システムの有効性を継続的に評価、検証し必要に対応を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の「社員行動規範」において、「反社会的な勢力には、屈服せず、断固として対決します。」と規定し、反社会的勢力(反社会的な個人又は団体)とは毅然とした態度で接し、一切関係を持たない。反社会的勢力の不当要求等に対しては、対応統括部署及び警察等の外部専門機関と緊密に連携し、対応する。また、反社会的勢力排除のための社内体制を強化・推進する。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

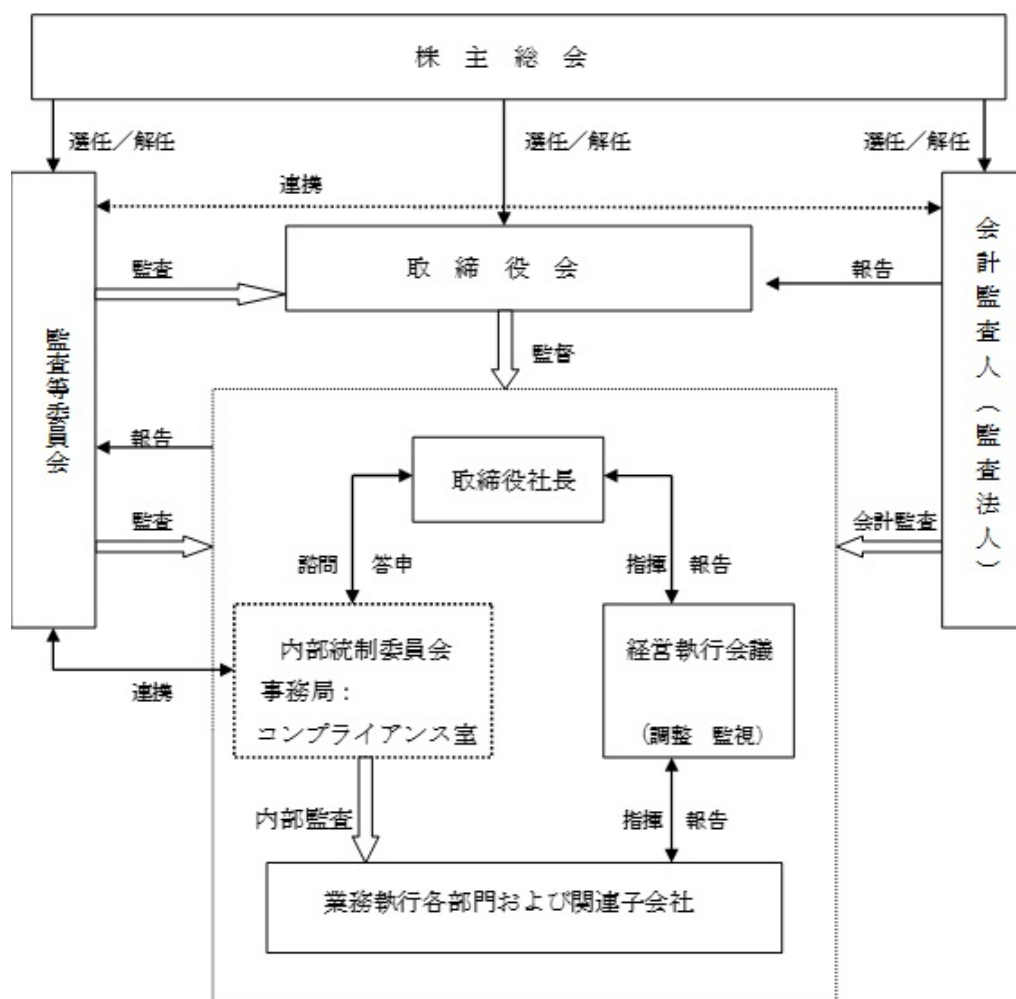
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社のコーポレート・ガバナンス体制（模式図1）及び会社情報の適時開示に係る社内体制（模式図2）は次のとおりです。

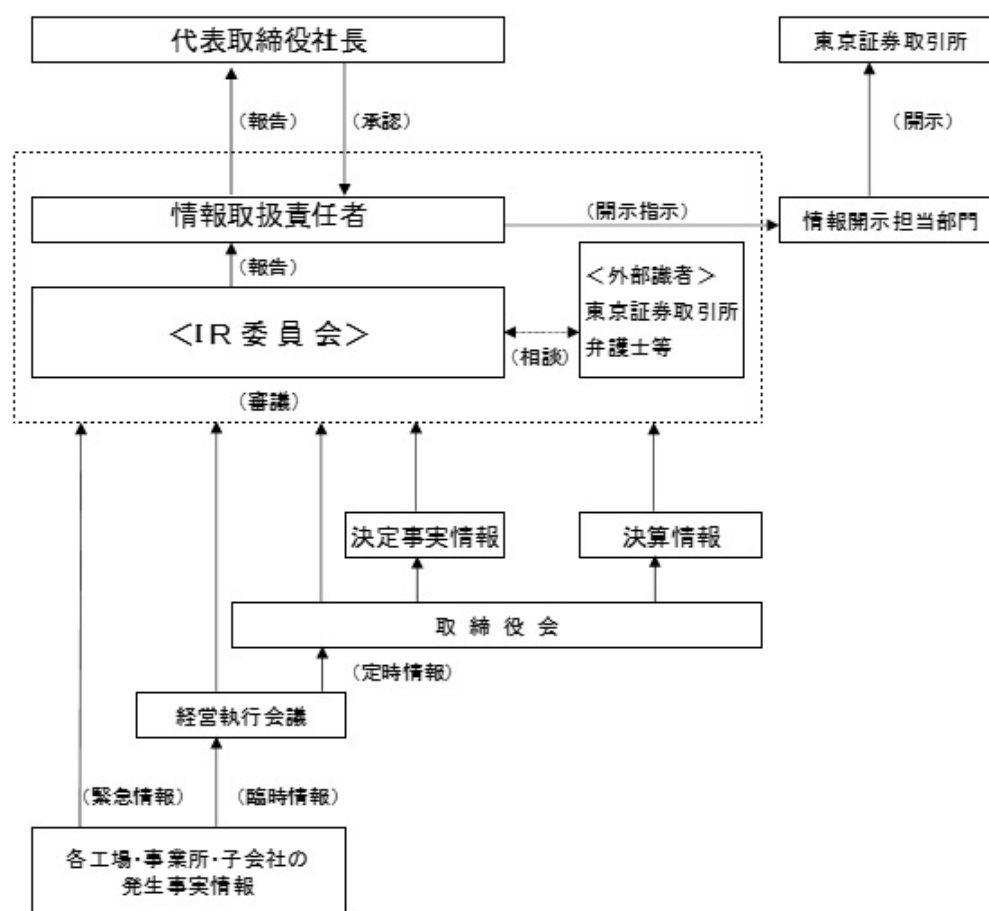
(模式図 1)

当社のコーポレート・ガバナンス体制 模式図



(模式図2)

適時開示に係る社内体制図



1. 「情報取扱責任者」および「IR委員会」

- (1) 当社は、執行役員総務人事部長を情報取扱責任者に選任し、東京証券取引所との連絡窓口とし、重要な会社情報の社内管理、および情報開示に関する統制を行っております。
- (2) 適時適切な情報開示を行うため、IR管掌役員（取締役執行役員財務統括部長）を委員長としたIR委員会を設置し、開示の必要性の審議、開示内容の評価・検討を行っております。
- (3) IR委員会の委員は、執行役員総務人事部長（情報取扱責任者兼任）、コンプライアンス室長、オブザーバーとして監査等委員長、事務局を総務人事部としております。

2. 開示手順

- ① 情報取扱責任者を含めたIR委員会は、当該情報について「会社情報適時開示ガイドブック」を参照し、また必要に応じて外部識者に相談のうえ、開示の要否を審議いたします。
- ② IR委員長は、審議結果を代表取締役社長に報告します。
- ③ 代表取締役社長は、開示の必要を認めた場合、情報取扱責任者に開示の指示をします。
- ④ 情報取扱責任者は、情報開示担当部門に開示指示をし、東京証券取引所および必要に応じて当社ホームページ等を通じて情報開示を行います。